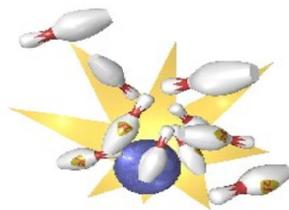


3班一日班外出

5月12日(火)3班さんで、シークル内のボーリング場に班外出に行きました。待ちに待った班外出に、みなさん笑顔いっぱい、元気いっぱいバスに乗って出発しました。行く途中、みなさんが食べたいお弁当を買って、シークル内のフードコートで食べました。みんな自分の好きな席で頬っぺたが落ちそうな美味しい顔をして食べていました。昼食後、みなさんでボーリング場へ移動して、さあ開始!みなさん作業の時とは違い、自分の持っている力を発揮する為、真剣な顔をしている人や、ボールを風船のように優しく扱う人、嬉しくて仕方がない笑顔の人いろんなプレイのボーリングや、人で場内は大賑わいでした。スコアも大切そうに持ち帰っていました。今回の班外出に参加できなかった人、次回は是非参加できますように。

礒谷 恵美



4班一日班外出

5月20日(水)は第4作業班の一日外出で、大阪天保山の海遊館に出かけました。当日は絶好の外出日和に恵まれて、ささゆり号に乗って一路海遊館に向かいました。途中仕出し屋「港いろは」で幕の内弁当を買って、海遊館前のスクエアで皆さまそろって食べられました。その後はいよいよお待ちかねの海遊館見学です。エレベーターで最上階の8階に移動して、1階まで順番に館内を巡りました。館内は世界の6地域の海洋を模したゾーンに分かれており、海遊館の人気物の甚平鮫やマンタが目の前を泳ぐ姿に癒され、北極海のラッコのかわいらしい姿に思わずうっとりされました。今日はゆったり、まったりと皆さま大いにリフレッシュされました。

坂本 達夫



合理的配慮

昨今、日本の福祉情勢はめまぐるしく、変化していますが障がいがある人が社会で、その人らしく生きていくには何が必要なのでしょうか。

日本は2007年に「障害者権利条約」に署名してから、条約締結に向け、国内法の整備を進め、障害者基本法の改正(2011年8月)、障害者総合支援法の成立(2012年6月)、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正(2013年6月)など、障がい者の為の様々な制度改革が行われました。その結果、約7年かかり、2013年12月に国会で承認され、ようやく2014年1月「障害者権利条約」が批准されました。

「障害者権利条約」が批准から1年が経過し、身近な社会として、何か大きく変わったことはあるのでしょうか。私は社会の大きな変化としてはあまり感じる事ができていませんが、前記の一連の流れから「合理的配慮」という言葉をよく耳にするようになりました。「合理的配慮」とは何かというと『障害者権利条約』では、障害のある人が「他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう」(川島聡・長瀬修、障害者権利条約 仮訳2008年4月19日付)とされています。

この条文にある「必要かつ適切な変更及び調整」が私どもの大きな仕事のひとつとなります。ささゆり作業所でも「はたらく」ということにおいてはディーセントワーク(働きがいある人間らしい仕事)を方針にして、ご利用者が働きやすい環境づくりを目指して日々支援(必要かつ適切な変更及び調整)しています。その人に合った環境が整うとご利用者も生き生きと、楽しそうに作業に取り組んで毎日を過ごされます。

「合理的配慮」とは障がいのない人が作り上げた社会やルールの中で、障がいのある人が基本的自由を享有する為に必要な社会の考え方です。社会の中で「合理的配慮」とは何かを検証していくと広範囲に及びます。これから、障がいがある人が様々な社会のルールや仕組みに対しておかしいと思うことを主張して解決していかねばなりません。また、自身で主張できない方についてはご家族や関係者がおかしいと感じている事をその方の立場に立って発信する必要があります。障がいの有無にかかわらず、「合理的配慮」の行き届いた、その人らしく生きていける社会を作っていくことが重要ではないでしょうか。

高道 雄治

